

令和7年度千葉県認知症専門職における多職種協働研修事業委託 プロポーザル募集要項

1 事業の趣旨

(1) 目的

認知症の人と家族への支援の質向上のためには、認知症の人のケアに携わる医療・介護・福祉等の専門職同士の円滑な連携が不可欠であり、その第一歩として、多職種が顔を合わせ、お互いの役割や活動内容等を理解し、課題を共有できるような機会を設けることが必要となります。また、初期から終末期まで継続的で一貫した支援を行うためには、多様な機関・職種が関わり、多様な地域資源を活用する必要があることについて各々が理解する必要があります。

本事業においては、認知症の人と家族の支援に携わる専門職に対し、多職種協働の『意義の理解』及び『必要な技術』の習得を図るとともに、連携構築のための『場』と『機会』を提供し、多職種が連携を取り協働しやすい環境づくりを進めます。

(2) 事業の実施方法

企画提案を募り、選定会議を経て1団体を決定し、事業委託により実施します。

2 公募する事業・委託金額等

(1) 事業名

令和7年度千葉県認知症専門職における多職種協働研修事業

(2) 委託金額

880,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ 支払い方法は、原則として精算払いとします。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の内容

別添「令和7年度千葉県認知症専門職における多職種協働研修事業」企画提案仕様書のとおり

4 応募資格

次の(1)から(6)までの全ての条件を満たすものとします。

- (1) 事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる団体であるもの（団体の所在地は問わない）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- (6) 暴力団でなく、且つ、役員等が暴力団員でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと

5 全体スケジュール

内容	期間
公募	令和7年5月19日（月）から 6月6日（金）まで
質問受付期限	令和7年5月30日（金）午後5時まで
応募書類等提出期限	令和7年6月6日（金）午後5時まで
審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和7年6月23日（月）～7月4日（金） いずれか一日
結果通知	令和7年7月下旬 （各応募者に文書で通知します。）

6 応募方法

（1）応募書類

以下のア～ケまでの書類を作成し、下記により提出してください。

- ア 受託申込書【様式1】
- イ 経費見積書【様式2】
- ウ 役員名簿【様式3】
- エ 確認書【様式4】
- オ 団体の定款等
- カ 団体全体の直近二か年度の決算書（貸借対照表、損益計算書）
- キ 団体の概要を明記したものを添付すること【任意様式】
- ク 研修会場周辺図（開設前の場合は予定地周辺図）・研修会場見取図【任意様式】
- ケ その他、参考資料があれば添付

（2）提出方法

持参、郵送又は電子メール

（3）提出上の注意

（持参、郵送の場合）

- ア 提出部数 各正本1部、写し9部
- イ 提出書類は、A4判・縦置きサイズで両面印刷とすること。
- ウ 提出書類は、左端に2穴を開けて綴じること。

（電子メールの場合）

- ア 各書類の順番が上記（1）企画提案書一式のア～ケの順になるように、ファイル名の先頭に01～09を付した上で文書名をつけ、zipファイルにして送信すること。
- イ メールの場合、ファイルサイズが7MBを超える場合は県側で受信できないため、ファイルを2通のメールに分けるなどして送信すること。
- ウ 各文書のファイル形式は、ワード・エクセル・パワーポイント・PDF・jpgとすること。
- エ ワード・エクセル・パワーポイントの場合、PCの環境によって見え方が異なる場合があることに留意すること。（1ファイルにつき、元のワードファイルとPDFに変換したファイルと両方を送ってもかまわない）

また、特殊なフォントや機種依存文字を使用した場合、県では読めない場合があることに留意すること。

- オ 応募後、県から連絡がない場合には、応募書類が届いているか県に確認すること。（メールでの応募は、事務局で確認次第、メールで返信する。）

(4) 提出期限 令和7年6月6日(金)午後5時(必着)

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

※持参の場合の提出時間は、開庁日の午前9時から午後5時までの間とします。

(5) 提出先 千葉県 健康福祉部 高齢者福祉課 認知症対策推進班

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

メールアドレス：kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp

7 応募書類の入手方法

応募書類は、千葉県健康福祉部高齢者福祉課において配布します。

また、千葉県ホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/nyuu-kei/buppin-itaku/nyuusatsukoukoku/r7tasyokusyukyoudou.html>

8 業務委託先の選定

(1) 選定方法

提出された申込書等の形式的審査を行います。その後に、外部有識者を含む選定会議において、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき選定会議委員が審査し順位をつけ、その結果を踏まえて、県が委託事業者を選定します。

(2) 形式的審査項目

ア 必要な書類が揃っているか。

イ 必要な部数が揃っているか。

ウ 申込書等に必要事項が記載され、企画提案仕様書に沿って作成されているか。

(3) 選定会議における審査項目

No.	審査項目	審査基準
1	団体について	団体として多様な専門職を集めた研修の開催に対する実績を有しているか。
		団体の研修事業の活動方針が企画提案仕様書の理念に合致しているか。
2	事務所の体制	研修に必要な広さの会場は確保できるか。
		可動式の机、椅子等の必要な備品が設置できるか。
3	事業の実行体制	専門職を対象とした受講者を幅広く募集することができるか。
		グループワークを中心とした演習形式を用いた、実践的な研修を開催するノウハウを有しているか。
		ティーチングアシスタントや運営担当者などの人員を十分に配置できるか。
		開催される研修を通して、多職種間相互の理解促進を期待できるか。
4	管理体制	運営の独立性と公平性が確保されているか。
		事業目的を正しく理解しているか。
		委託期間内に実施できるスケジュール設定がなされているか。
		見積経費は事業運営に対して適当と認められるか。

(4) プレゼンテーション・ヒアリング

日時：令和7年6月23日(月)～7月4日(金)

いずれか一日 ※日時は別途連絡

場所：未定 ※場所は別途連絡

出席者：2名以内

留意事項：

ア 説明は、提出した企画提案書等の資料を用いて行うものとします。

イ 説明は口頭で行うものとし、パソコン・プロジェクター等の機材の使用は認めません。

ウ プレゼンテーション・ヒアリングに参加できない場合は、審査の対象から除外します。

(5) 選定結果

結果については、プレゼンテーション後に、全ての応募者に文書で通知するとともに、最優秀提案者を千葉県ホームページ上で公開します。なお、最優秀提案者以外の企画提案者名の照会や審査結果に関する問い合わせについては、一切応じません。

(6) その他

選定に関する異議には、一切応じません。

9 質問の受付

応募に係る質問については、次のとおり対応します。

(1) 受付期間・方法

質問書【様式5】を、令和7年5月30日（金）午後5時までに電子メールにより提出してください。

その際、件名を「【令和7年度千葉県認知症専門職における多職種協働研修事業】（事業者名）」としてください。

〈問い合わせ先〉E-mail：kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp

(2) 質問の回答

質問のあった全ての事項とそれに対する回答は、随時、千葉県ホームページに掲載します。

10 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 応募資格のないものが応募した場合

(2) 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合

(3) 提出された応募書類に虚偽の記載があった場合

(4) 破産等、契約履行が困難と認められるに至った場合

(5) 選定委員、又は関係者に選定に関する援助を直接的、間接的に求めるなど、審査の公平性を害する行為があった場合

(6) 前記各号に定めるもののほか、応募に当たり著しく信義に反する行為があった場合

11 その他の留意事項

(1) 本案件に参加する費用は、すべて応募者の負担とし、受託申込書（企画提案書）作成及び提出に対する報酬はないものとします。

(2) 書類提出後の企画提案等の修正又は変更は一切認めません。

(3) 提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

(4) 提出書類は必要に応じて複写します。また、使用は県庁内及び選定での検討に限ります。

- (5) 提出された書類は一切返却いたしません。
- (6) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき提出案件を公開する場合があります。
- (7) 審査において決定された受託候補者が辞退した場合は、次点の候補者を繰り上げて順位を定めるものとします。
- (8) 本プロポーザルにおいて受託候補者を選定できなかった場合、その他必要がある場合は、再度公募を行うことがあります。
- (9) この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うこと。

12 問い合わせ先・提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県 健康福祉部 高齢者福祉課 認知症対策推進班（担当者：藤田、秋山）

TEL 043-223-2237

FAX 043-227-0050

E-mail kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp